

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対して提出された意見及び総務省の考え方

案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1 屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直しに関する事項		
異論ありません。 【個人】	本省令案に対する賛同の御意見として承ります。	無
賛成です。欲を言えば災害時にローリーからローリーに入れる事は違法状態ですが雪害などの時はやりました。そうやって地域の為のインフラ、やり方が違法では意味がない。 【個人】	本省令案に対する賛同の御意見として承ります。	無
本改正に賛成である。 適切かつ望ましい改正と思われた。 【個人】	本省令案に対する賛同の御意見として承ります。	無
敷地面積の3分の2の面積のキャノピーを持つ給油取扱所を屋外給油取扱所と呼称することには無理がある。今回の改正について火災予防上の措置の観点から反対ではないが、敷地面積の半分以上を超えるキャノピーを持つ給油取扱所であっても3分の2以下であれば屋外として取り扱う呼称については業界従事者や広く国民の誤解を招きかねない。そこで、敷地面積比3分の2以下のキャノピーを備える給油取扱所については「半屋内給油取扱所」や「小規模キャノピー付給油取扱所」などの呼称が実態に則しており、広く国民の理解を得ることができると考える。危険物を取扱う施設においては、適切かつ厳格であり、国民の想像するところと乖離のない呼称および用語の定義が行われることが公共の利益に資することから、名称について再考を求める。 【個人】	本省令案により新たに屋外給油取扱所と規定されることとなる給油取扱所について、従来の屋外給油取扱所と異なる呼称を用いると、従来の屋外給油取扱所とは技術基準等において異なるものであるという誤解を与えてしまうおそれがあり、現案が適当と考えます。	無
1 改正の背景について 給油時の雨水混入防止及び労働環境の改善といった二つの観点から要望があったことが、危規則第25条の6が改正されるに至った背景であるとのことですが、そもそもこのような背景が省令改正の適切な根拠となり得るのかどうか甚だ疑問であります。 消防法第1条の規定からも明らかなように、同法の目的は、「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」であります。	本省令案における基準の見直しについては、過疎地域における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会においてシミュレーション等を基に検討を行った上で、安全性の観点で問題がないものとして実施するものです。 また、本省令案に規定する「火災予防上安全であると認められるもの」は、例えば以下のような事項を満たすものを考えて	無

法律により、不当に国民の権利が侵害されることはあってはならないことかと思いますが、さきに述べた二つの観点のみを根拠として、省令を改正し、危険物施設の技術上の基準を緩和するというのは、危険物業界に対する忖度が行き過ぎていないかと思えます。

以上のことについて、お考えや御意見等がございましたら、伺いたく存じます。

2 「火災の予防上安全であると認められるもの」について

改正後の危規則第 25 条の 6 の規定中においては「火災予防上安全であると認められるもの」という文言があるかと存じますが、この「火災予防上安全であると認められるもの」となるための要件は、どのように規定されるのでしょうか。

「告示で定めるところにより……」に類する文言がないことから、ここからは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）ではなく、おそらく消防組組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言（以下「通知」といいます。）を各市町村に発出し、当該通知上で一定の指針を示して後は各市町村の裁量に委ねるといった方式をお考えであると推定し、御意見を申し上げたいと存じます。

通知上で一定の指針を示して後は各市町村の裁量に委ねるといった方式を採られるのであれば、これまでの危険物関係の通知において散見されることではありますが、通知上で「消防関係法令で定める基準を不当に緩めて運用して差し支えないといったような内容」を記載することは、厳に慎んでいただきたく存じます。

「消防関係法令で定める基準を不当に緩めて運用して差し支えないといったような内容」が通知に記載された例を挙げるならば、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について（令和元年消防危第 111 号。以下「111 号通知」といいます。）」の内容がその最たるものであるかと存じます。

111 号通知では、一定の内容が明記された予防規程が認可されることその他の一定の要件を満たせば、「給油取扱所の数が限られている地域に存する給油取扱所」においては、指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えを行うことができると解釈して差し支えないとの旨が記載されています。

しかしながら、この 111 号通知どおりの運用は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 1 号で規定されている給油取扱所の定義に全く一致するものではありません。同号には、給油取扱所において指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えが行えるといった旨の記載はありません。すなわち、指定数量以上のガソリンの詰め替えを給油取扱所で行うことは、消防法第 10 条第 1 項本文に違反することとなるはずで。

111 号通知がこのような違法性を含んでいるにもかかわらず、全国消防長会危険物委員会においては、「111 号通知は、必ずしも『給油取扱所の数が限られている地域に存する給油取扱所』のみを対象とするものではなく、適用する給油取扱所の範囲を拡大しても差し支えない。」といった見解が出されたと把握しております。

おり、詳細は、本省令案の運用通知においてお示しします。

- ・ 当該給油取扱所の 1 面以上が道路に面していること。
 - ・ 上屋と事務所等の建築物に水平距離又は垂直距離で 0.2 m 以上の隙間があり、かつ上屋と防火扉の間に水平距離で 1 m 以上の隙間が確保されていること。
- なお、これらの基準については、消防法令と矛盾するものではないと考えます。

以上で述べた 111 号通知に係る運用（ガソリンの取扱いに係る技術上の基準を行政が不当に緩めるような運用）は、京都アニメーション放火殺人事件その他のガソリンの不適切な取扱いに起因する重大事故を受けた国民の感情と相反するものであると容易に想像できるものであります。111 号通知どおりの運用を可とするならば、危険物の規制に関する政令第 3 条第 1 号その他関係規定の改正に向けた手続が必要となってくるはずであります。

このように、「消防関係法令の定め（消防関係法令の文言）」と「総務省消防庁の思いや考え」が剥離しているようなケースは少なからず見られます。さらに例を挙げるならば、111 号通知のほか、「屋内貯蔵所等における危険物以外の物品の貯蔵に係る運用基準について（平成 10 年消防危第 26 号）」1、(5)の記載が挙げられます。危規則第 38 条の 4 においては、「危険物に該当しない可燃性の物品」が屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において存置できるなど一切規定されていませんが、同記載においては一定の要件を満たせば危険物の貯蔵に伴い必要な可燃物を必要最小限の量に限り存置できるものとして差し支えないとの旨が記載されています。

現行の基準を緩めることは否定しません。しかしながら、現行の基準を緩めるに当たっては、明確なデータに基づくこと及び場合によって法令の規定の整備をすることが必要となるはずで、このような手順を不当に省略して、通知のみ（総務省消防庁の思いや考えのみ）で何とかしようとするのは不当であると申し上げたいのであります。

消防組織法第 6 条及び第 36 条の規定からも明らかなように、通知の内容を採用するか否かは各市町村の判断次第であります。総務省消防庁が各市町村の判断に与える影響は小さいものではないはずであります。したがって、総務省消防庁が発出する通知の内容が消防関係法令の内容と矛盾することは、行政の在り方的な見地からも好ましいものでないことは明らかであります。

え

- (1) どこで規定するつもりなのか。
- (2) どのようなものを定めるつもりなのか。
- (3) どのようなデータに基づくものを予定しているのか。
- (4) これまで通知で散見されたような、消防関係法令の内容と矛盾するものとならないのか。

【個人】

2 標準様式の規定に関する事項		
<p>新設される危規則第1条の6の規定は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定に基づくものであるかと存じます。同項ただし書の規定中においては、「……所轄消防長又は消防署長の承認を受けて……」という文言はあるのですが、例えば同法第8条第2項の規定中に見られるような「……所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。」といった文言はありません。</p> <p>「届け出なければならない。」といったような文言が消防法上にあるのであれば、当該文言が「暗に何らかの様式を届け出ることが必要であること。」を含んだニュアンスであることから、危規則で届出様式を定めることができる根拠となるもの（いわゆる委任規定）として成り立つかと思えます。</p> <p>しかしながら、さきに述べたように、新設される危規則第1条の6の根拠となる消防法第10条第1項の規定中には飽くまで「……承認を受けて……」という文言しかありません。この「……承認を受けて……」という文言は、必ずしも「暗に何らかの様式を届け出ることが必要であること。」を含んだニュアンスではないように存じます。すなわち、消防法第10条第1項の規定は、「暗に何らかの様式を届け出ることが必要であること。」までもを要請するものではなく、危規則で届出様式を定めることができる根拠となるもの（いわゆる委任規定）と解するには不十分なものではないかと申し上げたいのであります。</p> <p>以上で述べた見地から、消防法第10条第1項の「……承認を受けて……」という文言のみを根拠として、新設される危規則第1条の6で届出の様式を定めること（法律ではなく省令で、暗に承認を受けるに当たって届出をしなければならないことまで規定すること。）は、日本国憲法第41条の趣旨に反することとなると解される余地があるのではないかと存じます。このことについて、お考えや御意見等がございましたら、伺いたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>消防法第10条第1項に規定する承認を行うには、自ずと申請が必要であり、本省令案はその申請に係る様式を定めるもの（実施規定）であって、新たに義務を規定するものではないと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>本改正に賛成である。 市町村等ごとに定める様式ではなく、国が定める標準様式を用いる方が適切かつ望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>実務経験証明書の様式は、第20条の2ではなく第20の2ではないか。また、製造所等の区分となっているが、規則の他の様式では製造所等の別と記載されている。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>実務経験証明書について、ご指摘のとおり修正いたします。</p>	<p style="text-align: center;">有</p>

○提出意見数：6件

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。